

令和3年度（2021年度）
第1回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2021年5月27日（木）午前10時開会
場 所：オンラインによる開催

1. 開 会

○事務局（竹花環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第1回北海道環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めます環境生活部環境局環境政策課長の竹花でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からオンライン会議とさせていただいたため、委員の皆様にはご不便をおかけすることがあると存じますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日は、委員総数17名のうち、現在、過半数に達する14名のご出席をいただいております。鈴木委員が後ほど参加される予定となっております。

北海道環境審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（竹花環境政策課長） それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の森から挨拶申し上げます。

○森環境生活部長 皆様、おはようございます。

4月に環境生活部長に就任いたしました森でございます。どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

令和3年度第1回北海道環境審議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から道の環境行政に様々な形でお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。

先月開催されました気候変動サミットにおきまして、菅総理から2050年のカーボンニュートラルに向けた意欲的な目標として、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指す旨の発言があったところでございます。

国におきましては、持続可能な社会の実現に向け、再生可能エネルギーの推進や地域循環共生圏の創設など、環境、経済、社会の統合的向上に向けた取組を進めているものと承知をしております。

また、道といたしましても、昨年3月に、2050年までにGHG排出量の実質ゼロを目指すことを表明したことを踏まえまして、北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて、部会をはじめ、委員の皆様にご審議をいただき、2月にいただいた答申を踏まえて策定いたしました第3次計画がスタートしたところでございます。

道では、その達成に向けまして、本道の強みであります豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用や森林吸収源などの確保、また、ITを活用した新たなライフスタイルへの転

換の促進などによりまして、事業者や道民の皆様が一丸となってゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

この地球温暖化対策推進計画を含め、昨年度は、審議会におきまして合わせて11の答申をいただいております。その中でも、北海道環境基本計画の改定につきましては、部会を含め8回にわたりご審議をいただき、2050年頃を展望した将来像を目指すため、環境行政全般の方向性をより明確にすることができたものと考えております。

本日は、前回の審議会以降にご答申をいただきました指定事項と、北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価の進め方につきましてご報告をし、それぞれのご専門の立場からご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、今年度も道の環境行政の推進に当たりまして、様々な議題についてご審議をいただく予定でございますので、委員の皆様におかれましては、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹花環境政策課長） 森部長は、業務の都合により、ここで退席させていただきますので、ご了承願います。

〔環境生活部長退席〕

○事務局（竹花環境政策課長） なお、今年度の人事異動に伴い、道庁幹部職員が一部変更となっておりますが、紹介につきましては、お配りしている北海道環境審議会関係北海道幹部職員名簿をもって代えさせていただきますと思います。

では、事前に送付しておりました資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、出席者名簿、オンラインの開催に係るお知らせ、幹部職員名簿のほか、資料1、資料2とその参考資料、資料3-1、3-2とその参考資料、資料4-1、4-2となっております。

なお、本日は、進行に沿って関係資料を画面上で共有しながら進めてまいります。今回、内容に影響のない範囲で文言修正した資料を使用しておりますことをご了承願います。具体的には、資料4-1と4-2になりますけれども、10月頃の「頃」の脱字と、「政策」と「施策」の誤字、記載順序の訂正の3点がございましたので、こちらについてはご了承願います。

以上でございますが、資料につきましては画面共有いたしますが、不足等がありましたら、後ほど事務局に申し出ていただければと思います。

続いて、オンライン開催の留意事項についてでございますが、回線容量の圧迫による断線等の不具合を避けるため、ご発言されない間は、マイク、ビデオをオフにしてください。ご発言の際は、手を挙げるボタンを押していただき、会長の発言許可を得た後、マイクとビデオをオンにされてご発言願います。

マイク、ビデオのオン、オフの方法等の詳細は、お配りした「オンライン開催に係るお

知らせ」をご確認ください。

また、本日、中村会長と道庁関係者は道庁内の会議室からお送りしていますが、密を避ける観点から、説明者は進行に従い入替え制としております。ご質問、ご発言は、できる限りその都度お願いするほか、説明者の入替え後にいただいたご質問、ご発言につきましては、審議会終了後、全委員に共有する形で、後日、回答することと考えておりますので、ご了承ください。

以上までで、何かご質問などございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局（竹花環境政策課長） ないようですので、議事に移りますが、ここからの議事進行につきましては中村会長にお願いいたします。

3. 議 事

○中村会長 北大の中村です。

オンライン開催ということで、多少不自由な面があるかと思えますけれども、よろしくお願いたします。

まず最初に、今回は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一般の方の傍聴、これはオンラインの傍聴ではなくて、実際にこの場に来るといふ傍聴なのですが、当然のことながらご遠慮いただいています。ですので、後日公開する議事録を確認していただくこととしたいと思うのですが、これは審議会の了承が要ります。

ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

早速ですけれども、皆さんのお手元にある議事次第にのっとり、議事に入りたいと思えます。

まず、議事(1)は、指定事項に係る報告が3件あります。

まず最初に、令和3年度(2021年度)公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成についてですが、私は水環境部会長も兼ねていますので、私から説明したいと思います。

皆さんは、資料1をご覧ください。

資料の1ページ目ですが、今年の1月12日に知事から諮問があり、同日と1月28日の2回にわたって慎重に審議を進めて答申をいたしました。

審議に当たっては、公共用水域、地下水とも、国が定めた水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準と平成16年に当部会が答申した「公共用水域及び地下水の水質の常時監視に関する基本的な考え方」に基づき、水質の現況と動向を踏まえ、令和3年度の水質測定計画の作成方針を策定し、その方針に基づき、具体的な測定地点や項目、頻度等を定めていくという方法で計画を作成しました。

まず、公共用水域の水質測定計画の概要についてお話しします。

①の測定水系ですが、4ページの別表1をご覧ください。

河川は、重点河川14水系、一般河川29水系、その他河川23水系、合わせて66水系、湖沼は11水系、海域は21水系、合計98水系について測定を実施すべきとしました。

再び1ページに戻っていただき、②の測定地点については、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、令和2年度と同様となっております。

続いて、③の測定項目については、アの基本項目から2ページのキの特定項目までありますが、測定地点ごとに必要な項目を選定し、これまでと同様に、生活環境項目、健康項目に重点を置いて実施することにしました。

④測定頻度と⑤測定時期については、水域の重要度や発生源及び周辺環境等を勘案した結果、令和2年分と同様となっております。

続きまして、地下水の水質計画の概要についてお話しします。

①の測定地域は、4ページの別表2をご覧ください。

地下水の調査は三つに区分して行うこととしており、一つ目の概況調査は、地下水の全体的な水質を把握するための調査です。二つ目の汚染井戸周辺地区調査は、概況調査で環境基準値を超える汚染が発見された地区において汚染範囲を確認する調査です。三つ目の継続監視調査は、経年的な変化を把握する調査であります。

測定地域については、概況調査の調査地域、市町村は、水質汚濁防止法政令市である札幌市、函館市、旭川市は毎年、その他の市町村は、7か年で一巡する年次計画に基づいて、令和3年度は、全道で29市町村を選定しました。

汚染井戸周辺地区調査は、札幌市で実施するほか、令和3年度の概況調査で新たな汚染が確認された場合は、その周辺井戸について必要に応じて実施することにしました。

継続監視調査は、令和2年度までの調査状況を踏まえて、令和3年度は、49の市と町で実施することにしました。

3ページに戻っていただきたいと思います。

②測定地点と③測点項目は記載のとおり実施することにしてありますが、③測定項目の概況調査については、環境基準項目の全項目を汚染井戸周辺地区調査にして、継続監視調査については環境基準超過項目等の必要項目を測定することとしました。

また、④の測定時期も記載のとおりですが、継続監視調査のうち、年1回調査の測定時期については、過去の調査結果を踏まえ、5月から7月、または9月から11月に実施することとしました。

令和3年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画については、これらの審議を行って、水部会として測定計画案を作成し、1月28日に知事に答申を行ったところです。

水環境部会からの報告は以上ですが、これは部会の決定をもって本審議会の決定とみなすもので、いわば部会に任された形の懸案になります。

今の説明について何かご質問等がありましたら、声を上げていただいたり、手を挙げる

マークを押していただくなどをお願いいたします。

特にございませんか。

冒頭に説明があったとおり、密を避ける観点から説明者が順次入れ替わります。いつもならば、最後に全体を通じてということで皆さんにお諮りしているのですが、今回は、それができないということで、なるべく今の段階で水環境の問題についてご質問いただくのがよろしいのですが、よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、質問なしということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、議事(1)の二つ目の環境緑地保護地区の区域の変更についてです。

自然環境部会の吉中部会長から報告をお願いします。

○吉中委員 自然環境部会長を務めております吉中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

資料は、今、共有していただいている資料2でございます。

部会審議指定事項といたしまして、今、会長からお話がありました環境緑地保護地区の指定区域の変更についてということで、2件の諮問がございました。

3月10日に対面で自然環境部会を開催し、そこで審議をした後、メールでも継続して審議を行いました。そして、3月25日に原案が適当である旨、附帯意見をつけた上で答申を行いました。

その概要についてご報告いたします。

環境緑地保護地区とは、参考資料をつけておりますけれども、北海道自然環境等保全条例に基づき、市街地及びその周辺のうち環境緑地として維持、または造成することが必要な区域として1970年代から指定されているものでございますが、その区域を変更するときは審議会の意見を聞くこととされております。

今回、諮問がありました2件のうちの1件目は、江別市の江別鉄道林環境緑地保護地区でございます。

資料2の1ページ目以降をご覧ください。

この場所は、JR北海道が所有する鉄道防雪林でございまして、昭和48年に、市街地における環境緑地として維持することが必要ということで指定されたものです。しかし、その後、台風等により倒木被害が多発する等で、残念ながら、既に環境緑地保護地区としての指定要件が備わっていない状況となっております。

また、札幌から行きますと野幌駅の手前まで高架になっておりますけれども、鉄道高架事業の完成により防災機能が不要となってしまったということで、土地所有者であるJR北海道においては維持管理が非常に困難となっており、指定を解除してほしいという強い意向があったということでございます。

さらには、沿線の自治会からの倒木等による安全への懸念、カラス等による被害、スズ

メバチの営巢等、いろいろな苦情や改善要望がJRや江別市に寄せられていたと聞いております。

以上が1点目の江別鉄道林環境緑地保護地区の区域変更に係る概要でございます。細かい図面等はその後についておりますので、必要に応じてご参照ください。

続いて、2件目の北広島市の西の里環境緑地保護地区でございます。

資料は6ページ以降になります。

こちら、1972年に市街地周辺地及び道路沿地の環境緑地として維持することが必要ということで、樹林地の保護を目的に指定されたものです。こちら指定後50年近くが経過しておりますけれども、その間に、土地の売買や贈与等による分筆等が細かく行われ、現在は、国、市、民間、個人等、多くの土地所有者に分かれております。また、残念ながら、必ずしも全ての所有者が環境緑地保護地区に係る制度について十分にご理解、ご協力いただいているとは言えない状況となっております。

今回の変更等の対象となっている区域は、民間会社が平成23年頃に取得したものでございまして、北広島市長のお話によりますと、現在の土地所有者が購入された頃には、既に圃場整備事業等が行われた後で樹木等がない状況であったということでございます。現土地所有者は、この該当地区一帯の自己所有地を有効に活用するため、指定解除を強く要望しているという状況でございます。

簡単でございますけれども、以上が2件の概要でございます。この2件につきまして、先ほど申し上げたとおり、3月10日の自然環境部会での議論、また、その後、メールを用いた議論を委員の方々と行った上、どちらも区域の変更はやむを得ないのではないかということで、附帯意見をつけた上で原案どおり認めるという答申をしたものでございます。

答申に当たって、2点の附帯意見をつけております。

1点目は、環境緑地保護地区の制度が50年を経て、なかなか新しい指定が進まない、また、既に指定された場所の適正な管理をこれからどう進めていけばいいのかという観点から、委員の中から様々なご意見をいただきました。そういうことで、道庁として、北海道全体の環境緑地保護地区の保全について、これから十分検討してほしい、考慮してほしいという観点の附帯意見を1点つけております。

もう1点は、今回、自然環境部会当日の議論の後、継続して、時間をかけてメールで議論をいただいたところでございます。その理由の一つに、部会当日に事務局から用意していただいた資料がやや分かりにくく、ちょっと不十分であったということがありました。ですので、今後、環境緑地保護地区の指定区域の変更等の諮問に当たっては、地元の十分な意見等や当該地の自然環境の状況等も含めた詳細な資料をつけてほしいという観点から、その理由を整理した詳細な資料を添付することという意見をつけさせていただいております。

今回の答申に当たっては、対面での自然環境部会当日の議論の後に十分な資料を事務局のほうから用意していただきましたので、それを見ていただいた上で原案どおり認めると

いう答申をさせていただいた次第でございます。

以上、ご報告を終了させていただきます。ありがとうございます。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々からご質問、ご意見等をいただきたいと思うのですけれども、まず、藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 2件目の西の里について、附帯意見の情報がなかったのですが、的外れだったら申し訳ないのですが、文面を見ると、そんなに穏やかなことが書かれていないのですけれども、これは、環境緑地保護地区としての要件を満たさないで、それを外したということですか。それはそれでやむを得ないと思うのですけれども、この文面だけを見ると、過去からかなり長い間、問題になっていたことを、今頃、対応することになったようです。今後、環境審議会として環境保護の観点から担保できることについては、先ほどの附帯意見と関係するかもしれませんが、その後の具体的な対策をどうするのがよく見えなかったのですが、その辺はいかがでしょうか。

○吉中委員 藤井委員がおっしゃるとおりでございます。

既存の環境緑地保護地区の保全をどう図っていくのかということ、全道的な規模でしっかり考えてほしいというのが附帯意見の一つ目です。

実際のところは、この条例に基づいていろいろな開発行為が行われる際は、市町村に対する届出を行うということで、市町村が受理していろいろな行為が行われてきたのが実態でございます。それが積み重なり、結果として、環境緑地保護地区としての資質を伴わない形になってしまったということでございます。

一方、代替措置ではないのですけれども、当該地の近隣には、国指定の特別天然記念物の野幌原始林があるのですが、野幌森林公園とは別に、南側にその区域が拡張されました。また、今回解除された区域外にも環境緑地保護地区が残っておりますので、十分ではないと思いますが、そこをしっかりと保全して、自然環境をある程度保護していかなければならないと考えております。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

最初の案件についてですが、私はその場所をよく分かっておりまして、現状は、確かに多くの倒木が目について、よい状態ではないと十分理解しています。しかし、先ほどの藤井委員の質問と重なるのかもしれないのですが、それを解除した場合、その場所を所有者であるJR北海道が管理していくことになると思うのですけれども、どんな形の管理になるのかとか、その辺の情報はあるのでしょうか。

○吉中委員 JRとしては、防雪林としての機能を有さない森林となってしまって、今のJRの状態から管理していくことすらできない状況のようです。今後の具体的な用途については、売払いをするのかしないのかも含めて未定と聞いておりますけれども、野幌駅の近くでも倒木被害が激しくて、その部分は江別市が購入して公園としての整備が行われる

こととなります。

当該地域が今後どういうふうに使われるのかについては、まだ検討中と聞いておりました、事務局から追加情報があればお願いしたいのですけれども、私の印象としては、JRがこのまま所有していくのは難しいのではないかと感じております。

○中村委員 事務局のほうから何かありますか。

○事務局（小島自然公園担当課長） 今、部会長がおっしゃったとおり、解除予定地との間にある野幌1号林を江別市がJRから買い取っており、都市緑地として確保されておりますので、先ほどの西の里の関係もそうですけれども、代替措置といえますか、自然環境が保護されるものと考えております。

○中村委員 せっかく緑地帯になったことがなくなってしまうというよりは、管理主体が替わって、よりよい形に進めていただいたほうがいいと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 それでは、この報告については今の議論でおしまいにしたいと思います。

三つ目は、温泉法の規定に基づく許可申請についてということで、温泉部会の高橋部会長からご報告いただきたいと思います。

○高橋委員 それでは、温泉部会の報告をしたいと思います。

温泉部会における温泉法の規定に基づき、許可申請の審議結果についてご報告いたします。

当部会では、北海道環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議され、その結果が北海道に答申されております。

お手元の資料3-1の令和2年（2020年度）北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和3年2月24日に第4回部会を開催いたしまして、その議案の一覧を資料3-2として添付させていただいております。

当部会は、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請について、委員と専門委員の意見を事務局が集約する形で審議が行われております。審議の結果については、全ての議案につきまして許可相当とされております。

温泉部会の審議結果の報告は、以上になります。

○中村委員 ありがとうございます。

それでは、資料について、もしくは今の説明について、皆さんからご意見がありましたらどうぞ。

資料を追い切れていないのかもしれませんが、答申内容の表の許可の条件の欄に、Aと横棒の二つがありますね。この違いを教えてくださいたいと思います。

○高橋委員 掘削許可申請と動力申請の審議の内容については、それぞれにチェック項目があります。それが①から⑫までの中にあるまして、答申する際、こういったことを許可

の中につけてくださいということで、例えば、①とか③の欄に丸がついている形になります。

動力申請と掘削許可申請では審議する内容が違うので、当然、附帯意見は違います。また、それ以外に、地熱の案件についても附帯意見があります。①から⑫はどんなことなのかということは詳しく書いていないのですけれども、機会があれば、どんなことを附帯意見としてつけるかということをお知らせしたいと思っています。申し訳ありませんけれども、今日は用意できていません。

○中村会長 Aと横棒はどういう違いがあるのですか。

○高橋委員 Aがついている種別は全て掘削の許可条件です。このAは、掘削中に可燃性天然ガスの噴出、またはその兆候を確認した場合は直ちに工事を中止し、関係部局に報告することになっているものです。

○中村会長 横棒は何ですか。

○高橋委員 横棒は、可燃性天然ガスの条件に該当しないところです。

○中村会長 ということは、動力装置を使う場合は許可の条件が必要ないので、横棒になっているということですか。

○高橋委員 そうです。それは対策が十分に取られる見込みがあるということです。

○中村会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○高橋委員 私から、もう1点追加します。

昨年10月12日に、ニセコ地区が保護地域及び準保護地域に指定されたと思います。それが今年の10月に1年の猶予をもって施行されるのですけれども、第4回の温泉部会では、指定されるひらふ地域の保護地域と準保護地域については、2件の申請にとどまっています。また、令和3年度に入ってどういう申請が出てくるかということをお注視しながら審議していきたいと思っています。

○中村会長 ありがとうございます。

皆さんからありませんか。

特に質問等はないということでよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 ありがとうございました。

それでは、議題(1)については、これで終了したいと思います。

続きまして、議題(2)の報告事項です。

令和3年度(2021年度)北海道環境基本計画[第2次計画]改定版に基づく施策の進捗状況の点検・評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(竹花環境政策課長) 環境政策課長の竹花です。

私から、資料4-1と4-2を使用しまして、環境基本計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価についてご説明させていただきます。

道では、環境施策を総合的かつ計画的に進めるため、北海道環境基本計画を定めておりまして、計画の着実な推進を図るため、毎年度、計画に基づく施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、次年度以降の施策に反映することとしております。

現行の基本計画につきましては、昨年度、審議会からいただいた答申を踏まえまして、本年3月に第3次計画として改定し、4月からスタートしているところですが、今年度の点検・評価につきましては、第2次計画の計画期間の最終年である令和2年度に実施した事業等を対象としていることから、昨年度と同様に作業を進めていく予定としております。

それでは、進め方について報告していきます。

まず、資料が前後しますけれども、基本計画の概要について簡単にご説明いたします。

資料4-2の1ページをご覧ください。

第2次計画は、平成20年3月に策定しておりますが、その後の施策の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえまして、平成28年3月に、施策の方向などについて所要の改定を行っております。

資料の(1)に、施策体系のイメージ図をお示ししておりますけれども、将来像として、「循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道」を長期目標に掲げておりまして、その実現に向け、五つの施策分野と32の施策、三つの重点的に取り組む事項を掲げております。

2ページになりますが、五つの分野につきましては、施策体系を「地域から取り組む地球環境の保全」「北海道らしい循環型社会の形成」「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」「安全・安心な地球環境の確保」の4分野と「各分野に共通する施策の展開」の五つに整理しております。

次に、3ページになりますが、基本計画では、目標の達成状況を示す指標、目標の一部の達成状況を示す個別指標、さらに、目標の達成状況の評価を補足することなどに使用する補足データの三つから成る指標群を用いて、目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握を行っていくこととしております。この指標群につきましては、一覧にありますとおり、施策分野ごとの指標を12項目、個別指標を10項目、補足データを45項目設定しております。

次に、点検・評価の進め方について、資料4-1に戻りましてご説明いたします。

施策の進捗状況に係る点検・評価につきましては、計画に掲げる五つの分野とそれにぶら下がる32の施策及び重点的に取り組む事項の3項目を対象といたしまして、先ほどご説明した三つから成る指標群を用いて行います。

なお、今年度の点検・評価では、資料の右側の囲みにありますとおり、関連計画である北海道循環型社会形成推進基本計画が令和2年3月に改定され、数値目標の変更がありましたので、循環型社会形成に関する指標群の二つの指標と一つの個別指標の目標数値を見直し、同じく、北海道クリーン農業推進計画が令和2年3月に改定され、個別指標の項目の変更がございましたので、各分野に共通する施策に関する指標群の個別指標及び補足デ

ータとして用いてきたそれぞれ一つの項目を削除し、より直接的に環境への負荷に影響する項目として、追加、見直しを行います。

これらの変更点を反映し、今後の具体的な点検・評価の流れといたしましては、資料の左側の囲みでございます。また、詳細につきましては、資料の4-2の4ページと5ページになりますけれども、令和2年度に実施いたしました事業ごとの点検・評価と指標群の状況把握を行った上で、32の施策ごとに整理を行い、さらに、循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の三つの社会の構築の観点から意見をまとめ、その後、指標の評価を反映させながら、分野ごと、重点事項ごとの点検・評価を行い、それらを基に、今後の方向性など総合的な評価をまとめることとしております。

その後、それらの結果をまとめた報告書を作成し、当審議会に報告し、ご意見を伺った後に環境白書やホームページで公表することとしております。

道といたしましては、適切に点検・評価を実施し、今後の施策の展開に反映してまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご助言等を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○中村会長 ありがとうございます。

それでは、今のご説明と資料について、皆さんからご質問、ご意見等をいただければと思います。

この議題で各部に落ちるものは一つもないとっていいですか。

○事務局（竹花環境政策課長） はい。

○中村会長 では、この内容は親会の環境審議会の検討マターですので、じっくり見ていただければと思います。

いかがでしょうか。

○藤井委員 資料4-2の三つどもえのベン図の中に低炭素という言葉がありますね。京都議定書のものをいつまでも引きずっているのですが、今はカーボンゼロですので、社会的には脱炭素です。国はそう言っているのですけれども、この資料は遅れていて、その用語をいつまで引っ張るのかということです。

これはパブコメなどにも出ていると思うのです。行政は用語を大事にしていると思うのですが、低炭素と脱炭素では意味合いが違うわけです。この言葉は、これから5年くらいは引っ張るのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） こちらは第2次計画の事業を対象とした点検・評価となっております。記載が低炭素社会となっておりますが、昨年度の審議会でご議論いただきました第3次計画につきましては、低炭素という文言を脱炭素に修正しております。ですので、今回の点検・評価につきましては、あくまでも第2次計画に基づく点検・評価ということでご理解いただければと思います。

○藤井委員 では、これきりですね。

○事務局（竹花環境政策課長） はい。

○藤井委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 第3次から変わるようです。

今回は第2次ですので、指標が計画の中で決められていて、それに対する評価を行っていると思うのですが、第3次計画における指標など、評価の議論はいつ頃するのでしょうか。

○事務局（竹花環境政策課長） 第3次の点検・評価につきましては、今年度に事業を実施しておりますので、今年度の事業が終了した後に、来年度の同じような時期に、点検・評価の進め方について審議会にご報告したいと考えております。

○中村会長 第3次の指標は決まっているのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 計画の中に位置づけられております。

○中村会長 皆さんからご意見はないですか。

気になっていることが一つありまして、国の委員会でも発言しているのですが、脱炭素社会ということで、3ページの指標群一覧の中に新エネルギー導入量とありますが、その内容は再生可能エネルギーがほぼ当たると思っていますか。

○事務局（竹花環境政策課長） 新エネルギー導入量ですが、こちらは、経済部で所管している省エネ・新エネ計画に基づいた指標になっていまして、内容としては再生可能エネルギーが含まれることになってございます。

○中村会長 カーボンニュートラル2050を目指して、国としても再生エネルギーの導入がたくさん出てくると思うのです。

最近、国立環境研究所から再生エネルギー、特に太陽光パネルですが、それが導入された場所が生物多様性から見ても重要な場所であったり、あるときは斜面に太陽光パネルが設置されることによって、本来は保全すべき場所が逆に侵食などを起こして、もともとあった生態系が悪くなってしまうことがあります。言ってみれば、緩和策をやるうとして、カーボンを少なくするために太陽光パネルを入れたにもかかわらず、適応策上から見るとよくない形で進んでいる場所が結構あるのではないかということが論文として出されています。たしか、今、どんな場所にそういった再生エネルギーが設置されつつあるかということもオープンにしていると思います。

私が言いたいことは、適応策と緩和策はできる限り調和的であってほしいので、緩和策である再生エネルギーをどんどん入れていくために、国土のグリーンインフラ的な様々な生態系が逆にマイナスの方向に振れることは最大限防ぐ方向でやっていただきたいと思えます。

指標群になってしまうと、どうしても独立して評価してしまうのです。再生エネルギーが伸びていくことはすごくいいことだし、もしくは片方でグリーンインフラを含めた適応策をやっていくことはいいことですが、両方のつながりみたいなものですね。この審議会でも過去にそういう発言があったと思いますが、きちんと調和的になる形で進めて

いただきたいと思いました。

ほかにありませんか。

○吉中委員 1点、教えてください。

今後のプロセスですけれども、資料4-2の5ページにフロー図が書かれてありまして、今回ご報告いただいた後、10月頃、環境審議会に再度ご報告いただいて公表となっておりますが、その間に、一般の方からの意見聴取や一般の方がこのプロセスを見る機会、意見を言う機会などについて、何か考えていらっしゃるものがあつたら教えていただきたいと思います。広く公開のプロセスは必要と考えている次第です。

○事務局（竹花環境政策課長） 今回の点検・評価につきましては、一般の方々のご意見の募集の機会はございませんけれども、審議会へ報告する形で公表していくような手続を取っていきます。

○吉中委員 これは第2次のもので、後ろのことばかりを見ていてもしょうがないと思うのですけれども、第3次での点検・評価の在り方の際には、ぜひ公開のプロセスを広く考えていただければありがたいと思っております。

○中村会長 この点検・評価については公開されるのですね。

○事務局（竹花環境政策課長） はい。

○中村会長 吉中委員がおっしゃっているのは、公開だけではなくて、公開されたものに対する意見を、何らかの形で道民から得るほうがいいのではないかということではないですか。

○吉中委員 どちらもだと思っております。

今、点検・評価が終わって、その結果を報告されると思うのですけれども、それ以前にどういう観点で点検・評価を行っているのか、どこまで進んでいるのかということを広く一般の方が知る機会があってもいいと考えているところです。

○中村会長 パブコメ的な議論だと思うのですけれども、今までそういうことは点検・評価にあつたのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 点検・評価のプロセスの過程で、一般の方から意見を募集することは一般的にはないと思いますが、具体的な事例について確認してみます。

○中村会長 吉中委員がおっしゃっていることは大事なことで十分理解していますので、道民からのフィードバックをどのタイミングで入れていくかということについては事務局で検討していただいて、もしできるならば、そういう方向で進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

藤井委員、いかがでしょうか。

○藤井委員 先ほど会長がおっしゃった2点は非常に重要なことだと思います。

一つは、新エネルギーという言葉ですけれども、これには再エネは入るのですが、水力と地熱は入らないのです。ですから、新エネという言葉を使うと、水力と地熱を除外してしまうことになってしまいますけれども、それでよいでしょうか。

私はそれを読み飛ばしていたのですが、先ほど会長が指摘されたので、そう思いました。ですから、広義的に再エネにしておいたほうがいいのではないかと思います。それは経済部がそういう指摘だということで、経産省でしている区分けなので、水力と地熱を明確に外していると思ったのですが、そこを確認したいと思います。

それから、会長がおっしゃった二つ目ですけれども、今、カーボンゼロに向けて、どちらかというと再エネに前のめりな風潮になっていて、地球温暖化部会で議論をするとそういう機運になるので、これこそ親会で議論すべきことだと思います。要は、ほかの生態系、環境などについてコンフリクトをゼロにするのはなかなか難しいので、最小化することこそが親会で議論すべきことだと改めて思いました。

○中村会長 ありがとうございます。

最初の新エネについてお願いいたします。

○事務局（竹花環境政策課長） 今、第2次計画の定義を確認したのですが、新エネルギーの中には、先ほど言われた水力や地熱も含めて網羅されている定義となっております。

○藤井委員 そうすると、私がふだん見ていたエネ庁の資料は古いということで、大・中・小水力と地熱が新エネルギーと呼ばれているということですね。しかし、それは「新」ではないので、おかしい気がするのです。

○事務局（竹花環境政策課長） こちらの基本計画上は、省エネ・新エネ条例の定義に基づいた形で整理しております。

○中村会長 それは北海道の条例ですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 北海道の条例になります。

○藤井委員 それは国というか、主に経産省が定義していることと矛盾しないのですか。

経産省の区分けで言うと、今まで「新」と言っていなかったものが後になって新エネルギーの区分けに入るのは、妙な感じがします。

○事務局（竹花環境政策課長） 詳細につきましては、私どもから経済部のほうに確認させていただきたいと思います。

○藤井委員 ご確認ください。

○中村会長 新エネルギーという言葉は一般の人にはびんとこないと思いますので、できればその内容を書いていただいて、カーボンオフセットに対して機能するものとそうでないものという形で、つながりがうまく見える方法で整理していただくといいという感じがします。

ほかにかがででしょうか。

○白木委員 先ほどの新エネルギーと生態系の破壊のところに関わると思うのですが、施策同士のマイナスの効果に関することです。1ページ目の囲みの第3章の中に、さらに囲みがありますが、その二つ目の総合的な評価についてというところに、「ほかの分野での相乗的な効果が期待できるものがある一方、ほかの分野で別の環境影響を発生させる場合

もあるため、ほかの分野の視点なども勘案した総合的な評価を行う」と書かれていますので、そこで評価をする予定になっていると思います。

それに関してもう少し詳しい評価の方針が、例えば、資料4-2の4ページ目の真ん中辺りに、具体的な流れという記載があります。その③「施策」ごとの点検・評価の2段落目に、各施策については三つの社会の構築の観点から見て、それぞれについての施策の効果であるコベネフィットや課題であるトレードオフなどの意見を記載すると書かれています。それが、先ほどの1ページ目にある一つの分野の効果がほかの分野に悪影響を及ぼすことの評価の方法と考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（竹花環境政策課長） 委員がおっしゃったとおり、他分野でのトレードオフの関係の点検・評価につきましては、資料4-2の4ページの③で示している記載が該当するもので、低炭素、循環型、自然共生それぞれの観点から、相乗便益や二律背反などの意見を整理することになってございます。

○白木委員 今回の評価法としては、③に書かれていることから評価を行うという方針ですか。

○事務局（竹花環境政策課長） そのとおりです。

具体的には、8ページにCシートという評価シートがあるのですけれども、こちらでそれぞれを点検・評価した後に、一番下の緑色のところで、それぞれの社会の観点からの意見を付す形で進めていくことになっております。

○白木委員 こういう評価の仕方では評価できるものもあると思うのですが、問題はもう少し複雑というか、細かい部分がありまして、例えば、分野内でもお互いに悪影響を及ぼし合うものもあると思うのです。

例えば、分野として分かりやすいところと言うと、地球温暖化対策の推進のところには新エネルギーを導入するとありますが、一方では森林による吸収源対策とあります。今は、森林を切って、例えば、太陽光パネルを設置するとか風車を設置するというように、分野内で細かい問題がありますし、エゾシカの個体数を減らすための狩猟圧がほかの希少種や野生動物に影響与えることもあります。ですので、もう少しきめ細かい評価が必要ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（竹花環境政策課長） ご指摘のとおり、同じ分野内で背反項目の評価も行わなければならないこともあると思います。そういった点については、今後、同じ分野内でこういった課題があるのかというところを整理して、検討していきたいと考えてございます。

○白木委員 分かりました。よろしくをお願いします。

○中村会長 Cシートにどんな内容が挙がってきたかということは、我々は何らかの形で分かるのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 秋口の審議会への報告の際には提示できる状況になると思います。

○中村会長 誘因関係があるなら問題ないのですけれども、そうではないケースも見受け

られると思います。ただ、GIS上で重なるくらい頻繁に議論をやっていかなければ、トレードオフはなかなか見つけづらく、道庁の担当者のほうでどの程度把握できるのか、結構難しいような気がします。

ですから、このCシートについては、10月の環境審議会の際に、どんな内容だったのかということをお知らせいただけるようですので、そのときに、また皆さんの知恵をお借りしたいと思います。よろしくお願いします。

○能條委員 基本的な質問になってしまって申し訳ないのですが、これは、基本計画に基づいて行われている施策を五つの分野に分けて、その五つをそれぞれの指標群で評価するということだと思います。

例えば、分野の5番目に、各分野に共通する施策の展開ということで、①から④まで四つの項目があります。中には細分化されているものもありますが、それに対応する12の指標が3ページにあって、それらを合わせて指標群として評価することになっていると理解しています。

例えば、分野Vの①に対する指標群はこれというものがあるのか、それとも、12ある指標群をトータルで考えて、分野Vはこのぐらい達成されているので、全体のこのぐらいの達成度ですという評価になるのでしょうか。

○中村会長 細目まできちんとひもづけされているかどうかということですね。

○能條委員 そうです。

○中村会長 いかがでしょうか。

○事務局（竹花環境政策課長） 資料の4-2の3ページですけれども、各分野に共通する施策に関する指標群ということで、直接的なひもづけまではされておきませんが、代表的な項目に沿った形の指標、もしくは個別指標などを設定しているところでございます。

○中村会長 ということは、例えば、今、例で出していただいたVの各分野に共通する施策の展開の①から④まで、中には細目がありますけれども、このそれぞれについて指標がどういう形で対応しているかということはあるのですか、それともないのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 施策や目標に対応した指標はあります。

○中村会長 ということは、例えば、ここで言うと、Vの①環境に配慮する人づくりの推進について、アの項目は26番になりますけれども、その指標は決まった形としてあるのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） そのように設定されております。

○中村会長 同じ指標をダブルカウントで使ったりはしないのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） 同じ指標が、複数の施策、目標に関係することはあります。

○中村会長 2ページに施策ナンバーが1から32まであります。この1から32に対してそれぞれ指標がつけられているそうです。

○能條委員 そうすると、1から32までのそれぞれの施策に対してどの程度達成された

かという評価が行われるということですね。

○中村委員 はい。それで結構です。

○能條委員 それらが指標群に基づく評価はどういうふうになるのですか。

例えば、Vの分野だと施策が26から32番まであって、26番は達成できたけれども、27番はいまひとつでしたということがあったとして、それをトータルで考えて、Vの分野についての達成度はこのくらいでしたと評価するので、指標群で評価するというまとめになっているのですか。

○事務局（竹花環境政策課長） まず、個別の事業ごと、施策ごと、分野ごとに点検・評価をしまして、最終的には定性的に総合的な判断をした上で評価していくという流れになります。

○中村会長 定性的とは、その個別施策の評価の結果を文章化するという感じになるのですか。数值的に行うわけではないのですか。

○事務局 そうです。具体的な指標があるものについては、数字の比較になりますので、何%だとか、このくらいの達成ということはできますけれども、分野全体を画一的に数値化するような指標はございませんので、分野全体でこの指標は100%達成だとか、別の指標では70%しか達成していなかったというところを総合して、個別の指標の達成度を見ながら定性的な評価をしていく流れになってございます。

○中村会長 能條委員、いかがでしょうか。

○能條委員 分かりました。

要するに、個別に決められた指標で書かれている、例えば、①から④までのものの達成の状況を判断して、それらの状況を総合的に見て分野の施策の状況を評価するということですね。

○事務局（竹花環境政策課長） はい。

○能條委員 分かりました。ありがとうございます。

○中村会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○中村会長 ご意見を大体いただいたということで、先に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○中村会長 議事次第に載っているものについてはここまでになるのですが、事務局から最近の気候変動対策等についてご説明いただけることになっておりますので、お願いいたします。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 気候変動対策課長の阿部でございます。

中村会長をはじめ、地球温暖化対策部会の藤井部会長や委員の皆様には、昨年度、地球温暖化対策推進計画の見直しの部会審議におきまして、大変お世話になりました。

この場をお借りしまして、改めて心より感謝を申し上げます。

おかげさまで、新たな削減目標でございます35%削減の達成に向けまして、4月より、新たな計画による新規事業の事前準備や新たな推進体制の構築など、各種取組を進めさせていただいているところでございます。

それでは、私から、2点、報告をさせていただきます。

1点目は特に資料はなく、口頭にての説明になりますが、ご了承をお願いいたします。

国の最近の気候変動対策の状況についてでございますが、冒頭の挨拶の中でも申し上げましたとおり、先月末に、国の削減目標を26%減から大幅に引き上げて、新たに46%減にすると表明しているところでございます。この目標につきまして、46という総体は分かるのですけれども、特に上積みをされた部分の内容につきましては、現時点においてまだ明らかにされてございません。このため、今後、国のエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画の改定の中で明らかになると考えてございます。

道といたしましては、国の算出根拠や目標の達成に向けた施策などについて、引き続き、情報収集などを進めているところでございまして、それらを踏まえ、私どもの目標値の在り方を含めて対応を検討してまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目は、気候変動の適用に関する道の取組状況になります。

これについては、資料がございます。

道は、昨年3月に策定いたしました気候変動適応計画に基づきまして、本年4月に、この図の上にならされてございますように、道総研と環境財団の協力の下、気候変動対策課内に北海道気候変動適応センターを開設させていただいたところでございます。

当センターの機能につきましては大きく二つございまして、資料の真ん中くらいになりますけれども、まず、一つ目は、道内の気候変動の適応に関する情報の収集・整理などのほか、右側になります。市町村や道民事業者への技術的助言の実施などになります。

情報提供の機能としては、資料の2枚目の縦のものになりますが、当センターのホームページを開設しておりまして、道内の適応関係について、私どもがこの時点で分かっている101件の研究成果を分かりやすく分類し、掲載させていただいたところでございます。

今後、当センターにつきましては、道内の気候変動の適応に関する情報プラットフォームとなることを目指してまいりますので、委員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私からの報告とさせていただきます。

○中村会長 ありがとうございます。

このセンターを立ち上げるのはなかなか大変そうだったのでございますけれども、このたび立ち上がったということです。これから、このセンターの運営等に皆さんも含めてご協力していただくことになると思います。

今のご説明に対して、何かご質問等がありますでしょうか。

○藤井委員 地球温暖化対策部会の部会長の藤井です。

去年1年間、担当の方は本当にお疲れさまでした。敬意を表したいと思います。

マイナス35%については、国も札幌市もそれより高い目標を出していますが、先ほどおっしゃったように、基本的には積み上げではないです。ですので、マイナス35%を少ないと捉える必要は全くなく、根拠があって立ち上げたものですので、堂々としていただければと思います。

私は削減を推進する立場ですが、今、国際的に削減合戦になっていることは、ややもすると危ないと思っています。ですから、根拠なき削減は気をつけてやらなければいけないと思います。

それから、適応センターのホームページに関してですが、このエクセルの表は、既に研究者にかなり見られています。この整備は結構大変だったと思いますけれども、いろいろPRすると、その分の仕事が増えますので、そのマンパワーとの関係性、それから、緊急事態宣言のときの働き方などいろいろと考えて、大変にならないように前に進めていただきたいのが、部会長としての私の所見というか、お願いします。

○中村会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

このセンターを主にサポートしていくのは自治体ですか。

情報プラットフォームというものは、誰もがそこに行けばいろいろな情報が見られるということで、それは国立環境研究所でもやっていることで、国や都道府県レベルなどはあまり関係ないというか、情報がそこにあれば取り来ていただければと思います。

しかし、このセンターの設立趣旨的なものを踏まえると、ここに書いてありますが、市町村レベルでの適応策をつくっていただきたいというところが重要な観点だと思います。いかがですか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 会長からお話がありますように、この計画は私どもでつくっておりますが、市町村には義務はないのですが、できればそういう意識を持っていただいて、つくる場合は私どもからいろいろとアドバイスをさせていただきたいと思っております。また、適応に関しては、事業者の方からも様々なご質問等々、アドバイスを求められることも含めて想定されます。その場合、私どもでお答えできる部分については、知識的にすごく深くなってしまうとなかなか対応ができないので、ここに書いております道総研さんと勉強をさせていただきながらサポートができたということで協力させていただいております。

○中村会長 今は、どんな事業者が想定されているのですか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） まだ具体的なものは来ておりませんが、先ほど来出ていることに関していろいろと進めていくということで、想定としてはビジネス的なイメージがあると考えています。例えば、気候の関係ですと、今、ワイナリーなどが道内で結構立ち上がっています。それは既に進んでいることですが、今後も温暖化などで、新たに似たような事業が出てくるのであれば、それらの事業者様からの相談なども含めて進めて

いければというイメージです。

○中村会長 例えば、北海道で再生産をしたいというときに、温暖化に対して強い品種を考える場合、そちら側にそういった情報があるかもしれないという感じですか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） はい。そういう相談が私どもでまとめたもの以外のことであれば、適宜、道総研さんを通じて情報をいただいて提供するなど、本当に個別具体的なことになれば、おつなぎさせていただく形になります。

○中村会長 これに予算措置はあるのですか。

変な話ですけれども、これは全都道府県にできているわけですね。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 予算措置はされております。とはいえ、研究費などではなくて、情報発信もありますし、関連の情報収集の費用などにもなります。あとは運営をするに当たって、私ども3者だけでは無理なので、今、これから運営委員会と申しますか、推進協会と申しますか、関係者の方に集まっていただいて、会議体を設置して、そこでいろいろな要望を伺いながら運営の方針を決めていこうと思っています。そんなに大きな金額ではないのですけれども、その予算はございます。

○中村会長 この件だけではなくて、僕は、ナショナルレジリエンス、国土強靱化の内閣府がつくっている委員会にも環境部門の委員として入っているのですが、今年度内に各自治体レベルの強靱化計画を立てることになっています。

内閣府だからそういうことができちゃうのかもしれないですけども、コンテンツに書いてある内容は、今の防災計画と一体何が違うのかも含めてよく存じ上げていないのですが、自治体にいろいろなものをかぶせてお願いしています。例えば、国土審議会レベルですと、市町村レベル、もしくは地域レベルの管理計画をつくってくださいということをお願いしていますが、様々なものが自治体に行っても、自治体側にはキャパシティーがないので、具体的にそれを進める予算も人材もないのです。

ですから、適応の議論もそうですが、自治体がぜひやりたいというか、災害の防止とか、そっちばかりに回ってしまうと、国土強靱化と同じような議論になってしまうと思います。なので、できるならば、自治体が未来を描けるような、つまり温暖化を常にネガティブな形にしてそれに適応するというよりは、ワインの話のように、社会経済がうまく回るような出口も示していかなければ、自治体としてはモチベーションが上がらないのではないかなと思うのです。その辺も含めて検討していただければと思います。

これは個人的な意見です。

ほかに皆さんから何かありますでしょうか。

○中津川委員 適応策については、この環境審議会、あるいは地球温暖化対策部会においてどのような進捗管理、モニタリングをしていく考え方なのですか。

緩和策は、炭素の量を減らすということで分かりやすいのですけれども、適応策については、どういうもので、どの程度進んでいるのかをどう評価していくのか、その辺りを教えていただければと思います。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 適応の計画につきましては、先ほどの緩和と違いまして、数値目標などを設定していないので、どれだけ進んだかということなどはなかなか評価しづらい状況です。少なくとも、私ども道庁内の適応に寄与するといえますか、関連する事業にどういったものがあるかということは整理できているのですが、そういったものを見ながら、どういうふうに進んでいるのかという形でしか見ることはできません。

私が来る前に、計画の策定の際に議論がいろいろあったのですけれども、当面はそのレベルで進めていこうと考えています。計画が5年単位で更新されていくと思いますので、適応の指標的なものをある程度整理する中で適切なものが見つかった段階で、次期以降から整理ができればと考えております。現時点では適応センターがございますので、道庁以外の組織が適応関係の事業をどうというふうに進めているのかを見ていく形になるかと思えます。

○中村会長 今おっしゃったことですが、北海道として適応策みたいなものはつくっているのですか。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 計画は昨年3月につくっております。

○中村会長 その進捗に関しては、基本的にチェックをかけるのですね。

○事務局（阿部気候変動対策課長） 事業のチェックはかけます。

○中村会長 しかし、具体的な数値目標がそこにどのぐらいあるかということになると、それは違うということですね。

○事務局（阿部気候変動対策課長） はい。今の段階ではまだありません。

○中村会長 定性的な議論にはならないのですね。

○事務局（阿部気候変動対策課長） はい。

○中村会長 中津川委員、いかがでしょうか。

○中津川委員 難しいと分かっているとお聞きしたのですけれども、危惧していることは、適応センターをつくりましたとなって、その後で見捨てられるようなことにならないかということです。

進捗管理は定性的なものが多くなるかもしれないのですけれども、着実に進んでいるという情報を提供していただいて、この審議会でも皆さんに知ってもらうようにしたほうが良いと思いました。

○中村会長 私も同様に思います。

この手の議論は、えてしてセンターができれば何かが進むというようなことを社会にもそういう形でわたってしまうのですが、先ほど私が話したように、実質的には自治体レベルでどこまで進むのか、結構難しい面があると思います。

そういう意味で、点検をしながら、道がどんなことをサポートしていけば自治体がそういうものをきちんとつくることのできるのかというPDCAを回すチェックが必要だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

説明者はもういないのですけれども、まず、ご意見を伺って、道庁に持ち帰って、後でメール等で回答することもできますので、全体を通じて何かありましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○中村会長 それでは、皆さん、長い間、熱心なご議論をありがとうございました。

議事は以上ですので、事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（竹花環境政策課長） 中村会長、どうもありがとうございました。

次回の審議会の開催につきましては、8月から9月頃を予定しております。

近くなりましたら、事務局のほうから委員の皆様には日程の照会をいたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

4. 閉 会

○事務局（竹花環境政策課長） それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上